

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民、企業等の団体（以下「環境ボランティア」という。）が、山梨県が管理する身近な公共空間である道路、河川及び公園（以下「土木施設」という。）のボランティア活動を通じて行う美化活動等の実施に関し、必要な事項を定め、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する住民意識の高揚を図り、もって快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(環境ボランティアの要件)

第2条 環境ボランティアは、自治会、老人クラブ、商店会、住民の有志等地域住民団体並びに企業、学校等及びその従業員、児童生徒等の団体とする。

(届出)

第3条 環境ボランティアになろうとする者の代表者は、土木施設を所管する建設事務所長（以下「所長」という。）に環境ボランティア届（様式第1号）を提出するものとする。

2 環境ボランティアになった者がこれを辞退する場合は、所長に環境ボランティア辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

(合意書の取り交わし等)

第4条 所長は、前条の規定により環境ボランティア届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、関係市町村長に協力を要請するとともにその代表者と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を交わした者は、年間活動計画（報告）書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

(環境ボランティアの役割)

第5条 環境ボランティアが行う土木施設の美化活動等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 合意書を交わした土木施設の清掃、除雪、除草及び花の植栽等の美化活動
- (2) 情報の提供（土木施設の破損等の連絡）

(県の役割)

第6条 所長は、美化活動等に必要と思われる道具、安全確保のための簡易バリケード等及び熱中症予防のための対策品等を現物支給するものとする。

2 所長は、環境ボランティアの名称等を表示した認証プレートを支給し、環境ボランティアは、対象箇所のうち施設管理上支障のない場所に認証プレートを設置するものとする。

3 所長は、環境ボランティアとして管理する土木施設の管理者が山梨県以外の者であるときは、当該施設の管理者へその旨通知し、事前に承諾を得るものとする。

4 所長は、環境ボランティアを対象に、県の負担でボランティア保険に加入するものとする。

(市町村との連携)

第7条 環境ボランティアの活動により生じたごみ等について、土木施設の存する市町村と連携を取りながら処理するものとする。

(安全の確保)

第8条 環境ボランティアは、美化活動等を行う際には、自己の判断と責任において作業を行うものとし、活動により発生した事故及び第三者との紛議等については、当事者若しくは当事者間で解決するものとする。

なお、所長は、環境ボランティアの活動による事故の防止について、指導助言できるものとする。

(合意の解除)

第9条 県は、環境ボランティアがこれの辞退を申し出たとき、環境ボランティアが施設管理に関する法令に違反したとき、環境ボランティアが合意書に定められた義務を履行しないと認められたとき、その他環境ボランティアとしてふさわしくないと認められたときは、合意書を解除し、認証プレートを撤去するものとする。

(その他)

第10条 この制度の運用に際し、この要綱に定めのない事項については、所長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成十五年八月一日から施行する。

附則

この要領は、平成十八年四月一日から施行する。

附則

この要領は、令和五年十二月一日から施行する。